



新型コロナウイルス感染症の影響で  
事業活動に影響を受けている

# 神奈川県 事業者の みなさまへ

事業継続・雇用関係・納税・保険料の納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（2020年4月27日現在）

県からの要請で休業	協力金 給付金 助成金
売上が前年比半減	
デリバリー販売を始めたい 社員の出勤時間を減らしたいなど	
賃金が払えない	
テレワークを導入したい	
子の世話で従業員が休業	
子の世話で自分が休業	貸付
資金繰りのため 融資を受けたい	
納税が今は厳しい	猶予
社会保険料等が払えない	
水道料金等の支払いが厳しい	
経営や資金繰り等の悩み	相談
雇用や賃金等の悩み	



詳細は裏面をご覧ください。



県HP「新型コロナウイルス感染症について」

神奈川 コロナ 総合情報

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan\\_200114.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html)



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

045-285-0536 平日 9:00 ~ 17:00

「音声案内」が流れたら  
9【協力金に関すること】を選択してください。  
3【経営相談等に関すること】を選択してください。

# 県内事業者のみなさまへ

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

## 協力金・給付金・助成金

県からの要請で休業
売上が前年比半減
デリバリー販売を始めたい 社員の出勤時間を減らしたいなど
賃金が払えない
テレワークを導入したい
子の世話で従業員が休業
子の世話で自分が休業

## 融資・貸付

資金繰りのため 融資を受けたい
--------------------

## 猶予

納税が今は厳しい
社会保険料等が払えない
水道料金等の支払いが厳しい

## 相談

経営や資金繰り等の悩み
雇用や賃金等の悩み

<b>休業要請先に対する協力金</b>	県からの要請で、おそくとも4月24日～5月6日までの期間を継続して休業または営業時間を短縮した中小企業及び個人事業主に対して協力金を支給します。 <b>休業した場合：最大30万円 / 営業時間を短縮した場合（飲食店等に限る）：10万円</b>
<b>持続化給付金</b>	売上が前年同月比50%以上減少した事業者以下の範囲内で給付金を支給します。 <b>法人：上限200万円 個人事業主：上限100万円</b>
<b>再起支援型補助金</b>	売上が減少している小売店や飲食店・非対面販売への転換や、IT技術の導入による省力化等に要する経費の一部を補助します。
<b>雇用調整助成金</b>	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。
<b>働き方改革推進支援助成金</b>	感染症拡大防止のため、テレワークの新規導入に取り組む中小事業者を支援します。 <b>1企業当たり上限100万円</b>
<b>小学校休業等対応助成金</b>	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇（年次有給休暇でない有給休暇）を取得させた事業主に対して助成金を支給します。 <b>1日当たり上限8,330円</b>
<b>小学校休業等対応支援金</b>	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となり休業をした個人事業主またはフリーランスに対し助成金を支給します。 <b>1日当たり4,100円（定額）</b>

<b>神奈川県中小企業制度融資</b>	<b>【無利子融資】</b> 民間金融機関を通じた資金繰り支援として、当初3年間実質無利子の「神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金」（5月相談受付開始予定）等があります。
<b>日本政策金融公庫の融資</b>	<b>【無利子融資】</b> 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。
<b>商工中金の危機対応融資</b>	<b>【無利子融資】</b> 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。
<b>個人向け緊急小口資金等の特例</b>	新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ、緊急の貸付等を実施します。

<b>納税の猶予</b>	国税・県税の納税の猶予が受けられます。
<b>厚生年金保険料等の納付猶予</b>	厚生年金保険料等の納付の猶予が受けられます。
<b>上下水道料金の支払い猶予</b>	上下水道料金の支払い猶予が受けられます。

<b>経営相談</b>	経営や資金繰りでお困りの方に、アドバイスや支援策のご案内をしています。
<b>労働相談</b>	解雇や退職、賃金、労働時間など、働く方や事業主からのご相談をお受けします。

<p><b>新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル</b> ☎ 045-285-0536 ※「音声案内」が流れたら「0番」を 選択してください。</p> <p><b>中小企業庁</b> 金融・給付金相談窓口 ☎ 0570-783183</p> <p><b>県中小企業支援課</b> ☎ 045-210-5553</p> <p><b>神奈川県労働局 神奈川県労働センター</b> ☎ 045-650-2801 <b>雇用調整助成金コールセンター</b> ☎ 0120-60-3999</p> <p><b>テレワーク相談センター</b> ☎ 0120-91-6479</p> <p><b>学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター</b> ☎ 0120-60-3999</p> <p><b>県金融課</b> ☎ 045-210-5695 <b>（公財）神奈川県産業振興センター</b> ☎ 045-633-5201 神奈川県信用保証協会、各商工会・商工会所 他</p> <p><b>日本政策金融公庫各支店</b> （日本政策金融公庫 HP 参照）</p> <p><b>商工中金各支店</b> （商工中金 HP 参照）</p> <p><b>各市区町村社会福祉協議会</b> （県社会福祉協議会 HP 参照） <b>個人向け緊急小口資金・総合支援資金 相談コールセンター</b> ☎ 0120-46-1999</p> <p><b>国税：各税務署 県税：各県税事務所</b></p> <p><b>各年金事務所</b></p> <p><b>各水道局</b></p> <p><b>新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル他</b> <b>（公財）神奈川県産業振興センター</b> ☎ 045-633-5201 商工会・商工会所</p> <p><b>神奈川県労働局総合労働相談センター</b> ☎ 045-211-7358 <b>かながわ労働センター</b> ☎ 045-662-6110 他</p>
---





新型コロナウイルス感染症で  
影響を受けている

# 神奈川県民の みなさまへ

様々な制度をご用意しておりますのでご活用ください。

休業、無給、減給などによる生活への不安や生活資金の不足、納税や保険料納付などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（2020年4月27日現在）

給付金等

一人当たり  
**10万円** すべてのみなさまに

児童一人当たり  
**1万円** 子育て世帯

平均賃金の  
**80%補償** 業務や通勤などで発症

感染・感染の疑いで無給や減給

収入減で家賃が払えない

貸付

主に休業された方等向け 失業された方等向け  
最大 単身世帯 複数世帯  
**20万円** 月 **15万円** 以内 月 **20万円** 以内  
休業・失業等で生活資金に不安  
生活福祉資金の貸付

猶予

納税が今は厳しい

国民年金保険料等が払えない

水道料金等の支払いが厳しい



詳細は裏面をご覧ください。



県HP「新型コロナウイルス感染症について」

神奈川 コロナ 総合情報 🔍

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan\\_200114.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html)



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

**045-285-0536** 平日 9:00 ~ 17:00

「音声案内」が流れたら **4【その他】** を選択してください。

# 神奈川県民のみなさまへ

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

### 給付金等

すべてのみなさまに
子育て世帯
業務や通勤などで発症
感染・感染の疑いで無給や減給
収入減で家賃が払えない

<b>特別定額給付金</b>	一人当たり <b>10万円</b>	住民基本台帳に登録されている全国すべての方に対して、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一人当たり10万円を給付します。
<b>子育て世帯への臨時特別給付金</b>	児童一人当たり <b>1万円</b>	児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を支給します。
<b>労災保険の休業補償</b>	平均賃金の <b>80%補償</b>	業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。
<b>国民健康保険の傷病手当の支給</b>		新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受けとれる場合があります。
<b>住居確保給付金の支給 対象範囲拡大</b>		休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。 対象：離職・廃業後2年以内 / 給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人

各市町村または  
総務省コールセンター  
☎ 03-5638-5855

各市町村

各労働基準監督署

各市町村

市在住  
各市の自立相談支援機関  
町村在住  
県の自立相談支援機関

### 貸付

休業・失業等で生活資金に不安 <b>生活福祉資金の貸付</b>
------------------------------------

<b>緊急小口資金</b> 主に休業された方等向け	最大 <b>20万円</b>	据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後2年以内
<b>総合支援資金（生活支援費）</b> 主に失業された方等向け	単身世帯 月 <b>15万円</b> 以内 複數世帯 月 <b>20万円</b> 以内	据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後10年以内

各市区町村社会福祉協議会  
県社会福祉協議会  
HP参照

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター  
☎ 0120-46-1999

### 猶予

納税が今は厳しい
国民年金保険料等が払えない
水道料金等の支払いが厳しい

<b>県税の納税等の猶予</b>		県税を一時的に納付できない事情のある方については、「徴収の猶予」や「申請による換価の猶予」が適用されることがあります。
<b>国民年金保険料免除・納付の猶予</b>		失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。
<b>上下水道料金の支払い猶予</b>		上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられます。

各県税事務所

各市町村

お住まいの水道局